

## 定 款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 はぐくみ心理相談所という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目11番11号に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、カウンセリングに関する高度な技術と経験をもって、不特定多数の市民・団体に対して心理相談、カウンセリングならびにカウンセリング技法の教育普及活動を行い、市民の精神面における健康の増進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 一般個人に対するカウンセリング実施の事業
- (2) 企業・団体における労働者のメンタルヘルス対策支援事業
- (3) 一般個人に対するカウンセリング知識の普及のための研修事業
- (4) 上記各号に附帯する一切の業務

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員・・・・・・・・この法人の目的に賛同して入会し、この法人を運営し、その事業に参画する個人
- (2) 一般会員・・・・・・・・この法人の目的に賛同して入会し、その事業に参画する個人
- (3) 賛助会員・・・・・・・・この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するため入会した個人および団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 高いボランティア精神を持ち行動すること。
- (2) この法人の活動を行う場合は、宗教活動をしないこと。
2. 正会員になることを希望する者は、理事長が定めた所定の入会申込書により理事長に申し込むものとする。
3. 理事長は前項の入会申込者が前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。
4. 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは速やかに理由を付した書面にて本人に通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき、または賛助会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) この法人が解散したとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別途定める退会届を原則として1ヶ月前に理事長に提出して、

任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款のほか、別途定めるこの法人の細則等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事・・・4名以上、7名以内

(2) 監事・・・1名以上、2名以内

2. 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2. 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。もしくは、理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および予算に関する事項
- (5) 事業報告および決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定にもとづいて招集したとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面

により、開催の日の少なくとも5日前までに通知をしなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数

(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名又は記名捺印しなければならない。

3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示

をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 入会金および会費に関する事項

- (2) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2. 通常理事会は、年6回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は前条第3項第2号および第3号の規定による請求があった場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名捺印または署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品



- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
3. 総会の承認後、1ヶ月以内に法令に基づく事業報告書等を所轄庁に、並びに関係する国税・県税・市民税等の申告書をそれぞれの該当する官公署へ提出するものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

### (定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第49条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において選定したものに帰属するものとする。

### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、神奈川新聞または官報に掲載しておこなう。

## 第10章 雑則

### (細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	今川 茂雄
副理事長	廣井 敬三
理事	大矢 礼子
同	田島 聡子
監事	佐藤 雄一
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年2月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年12月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会員の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	0円
	一般会員	0円
	賛助会員	0円
(2) 年会費	正会員	0円
	一般会員	0円
	賛助会員	0円

### 附則

この定款は、平成29年8月14日から施行する。